# 大阪狭山市都市計画提案手続き要領の運用フロー

**【計画初期の協議調整／意見照会】**

計画初期の段階で、計画提案できる都市計画の種類や関連計画との整合性、地区の意向把握及び計画提案の進め方、大阪狭山市地区まちづくり推進要領の対象かどうか等について事前に、市と協議調整を行った上で都市計画提案意見照会申請書［様式Ａ］を市役所都市政策グループに提出していただきます。 *≪要領第２条、第３条第１項≫*

**【計画初期の協議調整／意見照会に対する回答】**

提案者から提示のあった計画初期の内容を踏まえ、必要な情報提供、関連部署と協議調整した上で、市役所都市政策グループにて都市計画提案意見照会回答書［様式Ｂ］を作成しとりまとめ、提案者に送付します。 *≪要領第２条、第３条第２項≫*

➡ 大阪狭山市地区まちづくり推進要領が適用される場合は、別途運用フローの確認が必要。 *≪要領第４条第１項≫*

**【事前相談】**

土地所有者などの権利者やまちづくりＮＰＯ、一定の開発実績のある団体などによる都市計画の提案に係る事前相談を行っていただきます。

① 都市計画提案事前相談書を市役所都市政策グループへ提出していただきます。 *≪要領第４条第３項≫*

**【事前相談書に対する意見書】**

事前相談書を受け付けた後、市は関係部署等へ意見照会を行い、事前相談書に対する意見書をまとめ、提案者に送付します。 *≪要領第４条第４項≫*

**【計画案の精査・関係住民への説明】**

提案者は関係住民に十分な説明を行いうとともに、地区との協議状況、市からの事前相談書に対する意見書の内容等を踏まえ、計画検討案を精査していただきます。 *≪要領第４条第５項、第６項≫*

**【提案書の提出】**

提案者から次の書類を提出していただきます。

①都市計画の素案
- イ　都市計画提案書［様式-1］
- ロ　計画書［様式-2］
- ハ　位置図（1/10,000）
  計画図（1/2,500）
  その他関連図面等

②同意に関する書類
- イ　同意書［様式-3］
- ロ　全土地所有者等リスト［様式-4-1］
- ハ　権利者関係調書［様式-4-2］
- ニ　地籍図（公図）の写し
- ホ　土地・建物登記事項証明書

③提案者の資格に関する書類
- イ　会社・法人登記事項証明書等（要領別表参照）
- ロ　開発行為実績調書［様式-5-1］
- ハ　誓約書［様式-5-2］

④市の判断に必要な書類
- イ　周辺の環境等への影響に関する検討資料［様式-6］
- ロ　周辺住民等への説明の経緯に関する資料［様式-7］
- ハ　計画提案に関する事業計画の概要［様式-8］
- ニ　その他

⑤事業実施予定時期等に関する書類
- イ　都市計画提案に関する事業の予定時期等について［様式-9］ *≪要領第６条第１項、第３項≫*

**【法に基づく提案要件の確認】**

計画提案された内容などが、都市計画法の規定による要件を満たしているかを確認する。 *≪要領第８条第２項≫*

①0.5ha 以上の一体的な区域 *＜法第 21 条の２第１項＞*
②提案者の資格 *＜法第 21 条の２第１項、第２項＞*
③法第 13 条その他法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合 *＜法第 21 条の２第３項第１号＞*
④土地所有者等の 2/3 以上の同意 *＜法第 21 条の２第３項第２号＞*

**【総合的な検討及び判断に関する事項の確認】** *＜要領第８条第２項＞*

計画提案された内容が、以下の要件を満たしているかを確認する。

①関係住民への周知状況 *＜地区まち要領第 40 条第２項第１号＞*
②関連計画等との整合性 *＜地区まち要領第 40 条第２項第２号＞*
③登録まちづくり協議会からの選任 *＜地区まち要領第 40 条第２項第３号＞*
④法２９条の開発許可が伴う場合、全地区住民の同意 *＜地区まち要領第 40 条第２項第４号＞*

提案要件を満たしている場合

提案要件を満たしていない場合

**【提案書の受付】**

提案書を受付し、提案者へ通知する。 *≪要領第８条第２項≫*

**【通知及び提案書の返却】**

提案者へ通知［様式-10］し、提案書を返却する。 *≪要領第８条第３項≫*

補正しない場合

補正する場合

提案不成立

**【市の判断】**

大阪府等関係機関に意見を聞いた上で、『大阪狭山市都市計画提案検討会議』において都市計画決定又は変更の必要性を総合的に検討し、市が判断する。 *≪要領第９条≫*

都市計画審議会として計画提案を是とする意見の場合

都市計画の決定又は変更が必要であると判断した場合

都市計画の決定又は変更が必要でないと判断した場合

**【都市計画原案の作成】**

提案者の協力を得て都市計画原案を作成する。 *＜法第 21 条の３＞≪要領第 10 条≫*

**【市都市計画審議会】**

都市計画素案と判断理由を付けて都市計画審議会の意見を聴く。 *＜法第 21 条の５第２項＞≪要領第 11 条≫*

**【都市計画決定又は変更の手続き】**

都市計画法に基づく都市計画決定又は変更の手続きを進める。 *≪要領第 10 条≫*

**【非決定通知】**

都市計画決定又は変更をしない旨とその理由を提案者に通知する。［様式-11］ *＜法第 21 条の５第１項＞≪要領第 11 条≫*

凡　例

提案者が行うもの

市が行うもの